

令和元年12月第2回亶理町議会定例会会議録（第3号）

○ 令和元年12月12日第2回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10 番	木村 満
11 番	森 義洋	12 番	渡邊 健一
13 番	澤井 俊一	14 番	佐藤 正司
15 番	鈴木 高行	16 番	熊田 芳子
17 番	鈴木 邦昭	18 番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐々木 人 見	企画財政課長	大 堀 俊 之
税務課長	佐々木 厚	町民生活課長	関 本 博 之
福祉課長	佐 藤 育 弘	子ども未来課長	橋 元 栄 樹
健康推進課長	齋 藤 彰	農林水産課長	菊 池 広 幸
商工観光課長	齋 義 弘	都市建設課長	袴 田 英 美
施設管理課長	齋 藤 輝 彦	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者兼会計課長	菊 地 邦 博	教育課長	奥 野 光 正
教育次長兼学務課長	南 條 守 一	生涯学習課長	片 岡 正 春
農業委員会事務局長	山 田 勝 徳	選挙管理委員会書記長	佐々木 人 見
代表監査委員	洪 谷 憲 之		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	西 山 茂 男	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前 10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、7番 鈴木秀一議員、8番 小野明子議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き質問を継続いたします。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

3番。高野 進議員、登壇。

〔3番 高野 進 君 登壇〕

3番（高野 進君） 3番、高野 進でございます。質問事項が2つございます。1つは現役場庁舎跡地の利活用について、2つ目は教育問題についてであります。

まず1つ目、現役場庁舎跡地の利活用について。

ことし3月定例会での一般質問に対して、今年度内には最終的に決めたいと答弁がございました。今年度ということは来年の3月まででございます。進捗状況を伺

うわけですが、その前に若干注釈を加えながらいきさつを申し述べます。

対象敷地面積は3筆であります。現在私がここいるところ、下小路7-4、本庁舎ということ。町有地3,827.52平米、約1,158坪であります。2筆目は下小路7-2、西分庁舎前駐車場。西分庁舎というのは、これは借地であります。1,774平米、約537坪であります。もう1つは下小路66-1のうち西側、ここの西側、一番西のほう、職員駐車場、これは借地であります。2,760平米、約835坪であります。借地の2筆合計は4,534平米、約1,371坪であり、賃借料は年間592万円でございます。違ったら言ってください。

いきさつなんですが、現役場庁舎跡地を交流センターを含めた公共用地とするのも1つの選択肢と捉えており、もう少し時間をかけて検討します。これは平成26年、5年前ですかね、6月一般質問に対する答弁であります。

また、平成30年3月、今から約1年9カ月前の一般質問に対して、新たな建築物整備用地、公園用地あるいは売却の選択肢があると伺っている、跡地をどう活用するのかと質問に対して、答弁は新庁舎建設推進本部や同推進作業部会等で協議を進めていますとの答弁でした。

それで、いろいろあるわけですが割愛しながらいきます。平成31年3月、ついせんだって、9カ月前です。31年度内。先ほど申し上げました。今年度内に最終的に決めたいと答弁がございました。

いろいろあるわけですが、31年度は間もなく終わります。残すところあと約3カ月。新庁舎はご存知のように来年1月6日開庁予定で、引っ越し準備は進んでおります。ここで改めて質問をいたします。

現役場庁舎跡地の利活用はどうするのか。ことし3月に、先ほど年度内に決めたい、この進捗状況を伺うわけですが、問題は早目にはっきりしないと借地契約、借地契約継続か解約か、地権者には約592万円。生活がかかっております。

また、使用目的が決まらないのに借地料592万円、来年度になるわけですが、税金を投入するのか、片や事務事業の見直しを現に進めていると思います。

そういう観点からあったわけですが、ついせんだっての12月3日、全員協議会で跡地の活用方針、スケジュール案等は伺っております。案です。答弁を願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま高野議員のほうからご質問の現役場庁舎跡地の利活用につ

きましては、本年3月の定例会におきまして一般質問に際しましては亘理町新庁舎建設基本構想、基本計画の跡地の利活用方針に基づき、新庁舎建設推進本部会議や新庁舎建設推進本部作業部会等で協議を進めているところでございますが、役場庁舎の移転時期や移転計画、亘理駅西側周辺の活性化や市街地整備のあり方、町の財政状況等を踏まえ、新庁舎建設に合わせて教育委員会が転出する中央公民館の管理体制等も踏まえながら令和元年度中に結論を出したいと、そのようなお答えをさせていただいたと思います。

そして、その後、新庁舎建設推進本部会議等で協議を重ねまして、その結論としましては先般の全員協議会で説明させていただきましてとおおり、現役場庁舎跡地の町有地は今後の維持管理と町の財政状況を考慮しまして、プレハブ仮庁舎の撤去と西分庁舎等の庁舎解体後に売却をさせていただく方針でございます。

現役場庁舎駐車場の民地を借用している土地につきましては、プレハブ仮庁舎の撤去、西分庁舎等の解体後に返却をいたします。

東日本大震災におきまして被害の少なかった東分庁舎、これは今1階のほうに上下水道課が入っておりますが、建物の利活用を図りながら1階部分の2部屋を地域の集会所としての利活用を図り、2階の1部屋を町民乗り合いデマンドタクシー、来年運行予定でございますが、そちらのオペレーター室並びに運転手休憩室、もう1部屋を更生保護サポートセンターとして利活用をする計画でございます。

また、産業振興庁舎、こちらのほうは解体をいたしまして町民バスの駐車場として利活用を図ることにいたしたいと思います。

また、中央公民館の教育委員会学務課と教育長室はゆうゆう作業所として利活用を図る方針でございます。

保健センターの跡地は解体後に売却としたものでございます。新庁舎へ移転後、現役場庁舎跡地の利活用方針としては以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 跡地の利活用なんですけど、今のは決定ですか。私は12月3日は案として伺っているわけですが。この方針。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こういう方針で臨みたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） それで、いつころ決定されるんですか。方針はわかりましたが。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） こちらのほうは内部的には決定ということで進めてまいりたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 議会での発言なので内部的と言いながら議会でのいわゆる決定ということで。案じゃなかったんですね。私が聞いているのは跡地の活用。

では、わかりました。要は借地についてですが、借地は返却するという。いつころ、いつというか、返却するんですか。賃貸借契約の問題があります。お伺いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） そちらのほうは企画財政課長より答弁をさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、ここ役場庁舎の跡地の借用部分についての今後のスケジュールといいますか、そちらについてご説明させていただきますけれども、現在、先ほど議員からお話ありましたように、2名の方から役場の現在の都市建設課の前の部分と、そこが下小路7-2です。あと、奥になりますけれども、職員駐車場として使っている部分、祝田66-1の一部になりますけれども、そちらを2名の方から借地してございます。

それぞれもちろん賃貸借契約を結びましてそちら借り入れしているわけですが、一応契約上はそちらの契約関係ですけれども、ちょっと2名とも賃貸借の期間について若干ちょっと違うんですが、まず7-2のほうにつきましては賃貸借期間の満了前に甲乙、亶理町とその相手方になりますけれども、特別の意思表示がないときはこの契約はさらに1年間延長すると。

もう一方の方、奥の職員駐車場部分になりますけれども、そちらの方につきましては賃貸借期間が満了する1カ月前までに甲乙の亶理町と相手方にとって特別の意思表示がないときにはこの契約はさらに1年延長するという契約に基づいてここまで更新してきている状況でございます。

来年のことになりますけれども、こちら移転後にこちら備品の整備、あとは跡地の解体撤去、あとは大きい樹木もございいますので、そういった伐採等いろいろ入っ

てくる関係もございますので、来年そういった作業をするということで来年度は延長するような形で考えてございます。

以上になります。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 前後しますが、来年度という形で、592万円賃借料を払うわけですが、そんなに来年度、再来年の3月までなるわけですね。

それで、下小路7-2、西分庁舎前の駐車場が隣ですよ。印はないですが。ここ借地。地権者は2名の共同所有。これは期間満了前。期間満了というのはいつですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 期間につきましては現在のところ来年度の3月31日までということになってございます。

あともう1点なんです。先ほど来議員のほうから592万円という賃借料ということでお話を伺ってございますが、それぞれ合計しますと472万5,516円の借地料ということになってございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 数字は592万円。ほかもあるわけですね。大変失礼しました。

それで、期間満了前、この下小路7-2、537坪。期間満了前というのは3月31日。そうすると、契約上いつごろ解約の書類と申しますか、意思表示されるのかというのが1つ。

続けていきます。もう1つは、一番西側の職員駐車場という借地。これは1カ月前ということ。1カ月前というのはいつを基準にして1カ月前ですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 1カ月前という話になりますと満了前の1カ月前ということになりますので、2月の末日という形になろうかと思えます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 期間満了というのは2月末ですよということ。それを基準にして1カ月前ということで捉えてよろしいですか。恐らく契約書はあると思うんですよ。まさかシュレッダーにかけたとか、そういうことはないと思いますけれども、わかりました。

要は2つ先ほど申し上げましたように、貸し主の生活がかかっている。四百数十万円。半面、税金を投入しているので間断なく履行していただきたいというふうに思ひまして、この質問は終わります。

次に、2つ目であります。教育問題について3点伺います。

ことし10月に教育長は就任されました。重責を担い大変ご苦労さんだと思います。教育長就任前は互理中学校の校長につかかれていたというふうに伺っております。教育現場の実感は体感記憶というんですか、生々しく残っているかなと思います。

そこで、3点ですが、質問いたします。

まず、教育長の教育に対する理念、所信とでもいいますか、などをお伺いしたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） こちらのほうは教育長のほうからお答えをさせていただきたいと思ひます。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） それでは、高野 進議員にお答えをいたします。

情報化や少子高齢化、そして核家族化などが急速に進行し、社会は一段と流動的になっております。このような中であって、学校教育や社会教育に求められる要請も社会情勢を反映して実に多岐にわたっております。

私は教育長就任に当たり、次のような教育理念を持って教育行政の推進に取り組んでまいります。

それは、生涯にわたり学び、みずから考え行動し、社会を生き抜く人間を育む教育行政の推進であります。

人は身の回りの環境に働きかけ、または環境からさまざまな刺激を受けながら、知識、技能、生きる力を習得し、成長し続けるものと考えております。これは生まれたばかりの乳児でも、学齢期にある小中学生、児童生徒でも、青年期や老年期にある社会人でも、その様相は違えども同じ過程を繰り返していくものだと考えております。

教育行政は全世代を対象としております。生涯にわたり学び、みずから考え行動し、社会を生き抜く人間を育むことが教育行政に課せられた使命であると考えます。

この中であって、学校教育においては自分の人生の主人公は自分であること、自

分の生、生きることを引き受けるのは自分であることを児童生徒に実感させ、環境に働きかけながら自分の可能性に挑戦し続ける力を身につけることができるように取り組んでまいりたいと考えております。

社会教育におきましては、町民の皆様の潤いある生活の実現を目指し、思いや願いに応える社会教育を推進し、町の活性化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

私一人の力は非常に微力であります。「まちづくりは人づくり、人づくりは教育にあり」という町の理念のもと、職員や地域住民の方のお力添えをいただきながら、教育行政に邁進する覚悟でございます。

町議会の議員の皆様におかれましても、どうぞ今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げ、私の所信といたします。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 所信を伺ったわけですが、お話の中で社会教育、生涯教育なども、それから学校教育について若干触れられました。理念を伺っているわけですが、所信もいいですが、私から申し上げたいのは教育基本法に対する考え方、これを伺いたいと思います。

制定のいきさつから私発言を始めます。戦前戦中の戦争のための教育、教育による戦争肯定、軍国主義の反省に立って教育基本法が制定されました。これがいきさつでございます。この基本法はふだんの一般の法律にはない前文がございます。前文というのは全てじゃなくて前の文。いわゆる憲法にはございます。前文。教育基本法にもあるわけです。いわゆる準憲法的性格を持っていると私は捉えております。

そこで、若干読み上げます。抽象的じゃいけませんので。教育基本法。我々日本国民はたゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家をさらに発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々はこの理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神をとうとび、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進するというふううにうたっております。

さらに、教育行政においては、教育の目的ですが、教育は人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康

な国民の育成を期しておらなければならない。

そして、ここで質問したいんですが、この教育基本法によった教育行政をいたしますかどうかということでございます。私はすべきであると考えerわけですが、失礼を顧みずお伺いいたします。答弁願います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 今の高野議員が申しましたとおり、この教育基本法は我が国の教育行政並びに教育の根幹をなす法律でございますので、これにのっとり教育行政を進めることが私の使命だと考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 続けます。

教育行政のことでした。これはこれも基本法でございます。教育は不当な支配に服することなく、中抜きます、公正かつ適正に行わなければならないということでございます。これについてもそのように対応されていかれますかどうか、お伺いします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、地方公共団体には教育委員会を設置するということが義務づけられております。これは教育の政治的中立であるとか自立を発展していくためのものがございますので、この部分につきましても、もちろん首長部局を連携を図りながら教育行政の中立を進めて、一層その教育の充実に寄与してまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 再度申し上げますが、理念をお伺いしているわけで、本来学校現場ではいじめとか不登校の問題、いろいろございます。ということで、特にこの問題、今亘理にあるわけですが、そういうことはこの場で質問はいたしませんので、次に私のこの質問の結びになりますわ。この件はね。

私の考え方を申し上げます。

まず、教育基本法ですが、ここに我々は日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り開く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定するでございます。

この中で、日本国憲法の精神にのっとり、私は日本国憲法の精神とは簡単に言え

ば国民主権、基本的人権の尊重、平和主義であると小学校時代からそらんじるほど言わされてきました。

教育長には今までも、これからも、この憲法にのっとった教育、そして教育の理念をうたった教育基本法に基づく教育を踏襲されるように申し述べてこの質問を終わります。

次に入ります。何か付言することがあればお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 高野 進議員のおっしゃるとおりでございますので、努力をしてまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 2 点目に入ります。ちょっと具体的に入っていきます。

ことし4月実施されました全国学力調査、調査結果について、本町の問題点と今後の対応策を伺うわけです。伺います。

まず現状、私なりに申し述べます。町平均の正答率。小学校6年生ですかね。2科目。国語と算数。対象人数は285名。中学3年生。国語、数学、英語、3科目。対象生徒は281名で、これ現状を申し述べているわけです。全国平均と比べて、小学校6年生は、数字でいきます。国語は5.8ポイント下回ります。絶対数は申し上げません。算数は4.6ポイント全国平均と比べて下回っております。

中学生、3年生。国語は0.8ポイント、わずかですが下回っております。数学は6.8ポイント下回っております。英語は5.0ポイント下回っております。全ての教科において全国平均を下回っております。

県平均、宮城県と比べてもアバウト2ないし5ポイント下回っております。これが現状でございます。学校ごとはわかりませんが、把握はしていますね。その辺どうですか。把握しているということで、それ以上私はこれ学校ごとは申し上げません。

ちなみに全国を見るに、小学校の上位は秋田、石川、福井県。秋田、石川、福井県。中学校の上位は今度は福井、秋田、石川県。なぜか日本海沿岸でございます。これはちょっと余分な。

宮城県のランクはわかりません。そこで質問いたします。問題点は何ですか。この問題点。いかがですか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 平成31年度の全国学力・学習調査から本町の問題点として大きく5点捉えております。

第1点目は平均正答率に関してです。小学校の国語、算数、中学校の数学、英語で平均正答率が全国より4ポイントから6ポイント下回っております。この点についてはここ数年同様の傾向が見られます。中学校においても数学、英語で同じような傾向が出ております。

全体的な要因としては、基礎・基本の定着が不十分であること、それから、知識を活用する力が十分身につけていないこと、そして、全国学力調査の問題形式に十分なれていないことなどが考えられます。結果、ここ数年平均正答率に伸び悩みが見られている状況と言えます。

ただ、今年度、中学校の国語については全国平均と同等まで改善が図られたこと、また、小学校では昨年度より平均正答率が大幅に改善している学校が複数見られるなど、指導の成果が着実に上がってきていると捉えております。

2点目は、児童生徒の問題の正答数の分布に関してであります。小中学校ともに全国と比較して問題の正答数の多い層、いわゆる上位層が薄い傾向にある点です。つまり上位層の児童生徒の力を十分伸ばし切れていない、そういうふうに捉えております。

3点目は、問題の出題形式による児童生徒の苦手意識に関してです。小中学校ともに記述式の問題、特に求め方の説明や理由などを記述することを苦手としている傾向が見られます。このことは全国と比べて無回答率の高い問題が複数見られたことにもあらわれており、授業中で児童生徒の思考力・表現力を一層高めていくことが必要であると捉えております。

4点目は、学習習慣に当たる学習時間と読書時間の確保に関してであります。家庭学習の時間の確保については中学校3年生にやや課題が、読書の時間の確保については小学6年生にやや課題が見られている点です。

詳しく申しますと、小学6年生で平日1時間以上学習している割合は県平均を9ポイント上回っておりますが、中学3年生で1時間以上学習している割合は県平均を5ポイント下回っております。また、小学6年生で30分以上読書をしている割合は県平均を8ポイント下回っており、中学3年生では県平均を3ポイント上回って

おります。

こうした現状はスマホの所持率、小学校5年生で47%、中学校1年生で62%、そういう所持率や使用時間とも密接な関連があると捉えております。

5点目は、育んでいきたい資質等に関してであります。学習調査の質問の1つである「自分にはよいところがあると思いますか」という設問に対し、肯定的な回答をした小学6年生は県平均よりも8ポイント、中学3年生では11ポイント下回っている点です。

この傾向は昨年度と同様であり、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高めることが引き続き課題と捉えております。

以上の課題を踏まえ、対策として次の6点に継続して取り組んでまいりたいと考えております。

1点目は、何より児童生徒が安心して落ち着いて日常の学習に取り組める学習環境、人間関係づくりを大切に行っていくという点です。そのためにも「認めて褒めて伸ばす教育」の充実を一層図ってまいりたいというふうに考えております。

2点目は、新学習指導要領を踏まえた主体的、対話的で深い学びの視点での授業改善を校内研究や小中連携による授業研究等を通して推進していくこととあります。子供も教師も互いに学び合いながら主体的に授業に取り組む態度を育んでまいりたいと考えております。

3点目は、全国学力調査において苦手意識のある各活動を授業の中に意図的に取り入れ、今求められている思考力・表現力を高めていくということです。

4点目は、基礎的・基本的知識・技能の定着と応用力の育成を図ることです。授業の中での学び直しの機会を持つこと、また、県の総合教育センターの単元ライブラリー問題や過去の全国学力調査の問題を授業の中で積極的に活用するなどし、下位群の底上げと上位群の伸長を図っていきます。

5点目は、学習習慣として家庭学習や読書の時間の確保に向けた取り組みを、家庭と連携しながら継続して行っていくことです。家庭学習の手引の見直し、読書貯金など、町内の各校の工夫された実践を共有しながら取り組んでまいります。

6点目は、生活習慣として「わたり携帯・スマホのやくそく」の徹底を図っていくことです。現状として残念ながら十分徹底されていないところとありますので、外部講師による研修会等を行い、継続して児童生徒や保護者への啓発に取り組んで

まいりたいと考えております。

以上、地道な取り組みではありますけれども、全教員の共通理解のもと継続して取り組むことで児童生徒の学ぶ意欲の向上、結果として学力調査結果の向上を図るべく努力してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 問題点だけ伺ったつもりでしたが、対応策まで伺いました。

その中で、一になんですがスマホの所持率、47%あるいは62%。確かに電車に乗っても、どこかの待合室でも、交差点を渡るときでも、よく勉強しているなど私は思っているんです。スマホを持ってね。勉強じゃないんですね。これらはやはり徹底して、使ってもいいと言いながらも、使う時間とか何かね、指導されたいということと、もう1つは認めて褒めてというか、甘やかしにならないように。認めて褒めておだてるわけじゃないんですけれども、そんなことになったら行き過ぎだ。

これらも含めて対応策の中でウエートを占めるのは先生だと思うんです。教師。指導する、何する、先生。結びの長時間労働で物事を申し上げますけれども、中学校教員。中学校だけ申し上げる。その長時間労働。これらが問題点の問題点。対応策じゃなくて問題点。問題点の要因の1つではないかというふうに私は思うんですが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 中学校の教員の長時間労働と学力に関してのエビデンスというか、科学的根拠を述べたものは実際のところはないわけでございます。ただ、長時間労働によって例えば授業の準備の時間が削られるとか、授業に対するさまざまなプリントですとか、それから評価ですとか、そういう時間が若干少なくなるということに関して、その結果として学力状況調査にも平均正答率が低くなっているということは全くゼロではないかなというふうには考えております。

ただ、その関係についての専門機関または大学等の研究のものがありませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、全く関係がないとは言えないなというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 長時間労働がその一因であるというふうに捉えてよろしゅうござい

ますね。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） それはあくまで感覚的なことでありまして、一因であると断言できないところがございますけれども、要因の1つとしては十分考えられることであるというふうには思っております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 似たようなものですね。3点目に入ります。

そこで、中学校教員の長時間労働について質問をいたします。3点目です。

公立学校教員を対象にした変形労働時間制が国会で可決されました。11月だったと思います。これによって中学校教員、中学校教員と申し上げます。その長時間労働がどう変わると捉えているのかお伺いいたします。

この質問は平成29年9月、今から2年3カ月前、一般質問でも取り上げました。前置きをいたします。まず、変形労働時間とは、繁忙期に勤務時間の上限を引き上げるかわりに夏休みなどに休みを固めどりできるようにする、まとめてとれるようにするということです。これが変形労働時間制であります。

法律でいきますと教職員給与特措法という形になりますが、旧特措法、たしか11月15日可決されております。文部科学委員会で。実はこれは長時間労働をさらに深刻化させる可能性がある。教職員の方々は夏休みでも研修とかあって、実を言うと多忙です。残業時間を見かけ上減らすだけの懸念があります。疑問があります。

春の疲れを夏にとる。ちょうど食いだめ飲みだめと同じですね。あした二、三日飲まないからきょうがっちり飲もうというやつで、人間の体はそうはできておりません。毎日が生活でございます。

この中学校教員の長時間労働が二、三年前、もっと前からですか、社会問題化しております。その原因の1つが部活動、主に運動部であると指摘はされております。本町の平成27年度、経過があるわけですが、労働時間の最高が1,162時間。年間1,162時間。年50週としまして週5日、1日当たり約4時間超です。計算上。

8時15分から、基本的に、学校によって違う。夕方4時45分までとしますと、それに4時間。8時、9時。家に帰るのは10時。これが最長の人。これは互理のこと。これは平成27年。

平成28年度はぐっと減って859時間。これについても1日当たり3時間超になり

ます。いかに多いか。29、30年度は把握しておりませんが、把握していますね。いかがですか。しているということで伺います。

文科省の調査によれば小学校教員の約30%、中学校教員の約60%が月80時間以上残業しております。これは労災認定の過労死ライン80時間を超えています。そして、幾ら残業しても残業代はつかない仕組みです。本給に一律4%上乘せ。これは残業代ではありません。

ちょっと次元が違って来るかもしれませんが労働三権、いわゆる団結権、団体交渉権、それと争議権は認められておりません。ILO、国際労働機関では日本に勧告をしておるわけですが、日本政府は批准はしておりません。

ちょっといきます。この残業の問題。基準法第36条、三六協定とも言います。これの団体交渉はできないわけです。いわゆる野放し状態。残業なんか野放し状態。いわゆる無給。そういう形になっております。民間では考えられないところがございます。

これらの問題が解決されないで変形労働時間が導入されたというふうに私は理解しておりますけれども、これについて、当初に戻ります。長時間労働がどう変わると捉えているのか、これについてお伺いします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 今お話がありました法律ですけれども、多分参議院を通ったのが12月4日だと思うんですけれども、12月4日で成立しました。名称はちょっと長いんですけれども、公立の義務教育小学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法です。これが改正されて変形労働時間制がとれるようになるというところがございますけれども、これは自治体の条例制定で2021年4月から導入可能となりますけれども、この制度の導入によって中学校の教員の長時間労働の改善になるかどうかについては現時点では予測がつかないという捉えであります。

確かに夏休みにまとめて休みやすくするというメリットはあると思われましてけれども、単なる残業のつけかえ的な感じになるのではないかと。現状の中学校の夏休みを考えたとき、部活動の大会や練習、研修などの業務があり、本当に夏休みにとれるのかという疑問、平日の時間外労働がふえ結局見えない残業がふえてしまうのではないかと懸念もあります。これでは長時間労働の根本的な改善にはつながらないと考えております。

変形労働時間制導入の前に業務の精選や効率化、教員または支援員等の増員について国へ働きかけていくこと、学校のICT環境の整備などを進めていくことのほうが必要と考えております。

ただ、今後学校現場の実態や職員の声を聞きながら、また、近隣自治体の対応等も参考にしながら、長時間労働の改善策の1つとして導入のあり方について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） ちょっと具体的になかなか理解は私にはできないんです。

その前に、教育長、平成23年か24年4月からやると。2020年からのことじゃないですか。実際されるというか、さっきの発言。聞き違っていたらごめんなさい。

（「変形労働時間ですか」の声あり） うん。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） 2021年の4月から導入が可能となります。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 今いろいろとお話を伺いまして、具体的にちょっと触れていきます。

長時間労働の一因は部活動であるというふうに伺ったわけですが、まとめていきます。そう認識されているか、1つ目。

2つ目。実は29年、30年、いわゆる千百数時間、それから八百数時間。29、30年。これら何ら解決されていないというふうに捉えております。29、30年と恐らく数字を持っていますよね。時の教育長は、今の教育長に失礼ながら、県市町村教育委員会などで部活動に適切な休養日を設定と、町内の4学校、中学校に示していると思います。実行されているかどうか、これ2つ目。

3つ目。教育長の答弁の中から私は拾っております。適切な休養日の設定ですが、体罰禁止などガイドライン、9つか10あったように思います。4月から。この平成29年度。全学校で指導していると校長会で休養日をとってくださいと答弁されたわけです。実行していると存じますが、いかがですか。これは3つ目。

4つ目、結びます。部活動指導員、活用しているかどうかです。これについても29年9月、一般質問に対してこう答えております。塩竈市で持てるということでスタートした。塩竈市で。国県の動向を踏まえ検討したい。あれから3年。3年なの

かな。2年ちょっと。前教育長は答弁された。そのモデルとしてスタートした塩竈市。動向を踏まえて検討したい。その結果、対応策をお伺いします。まとめて返事をいただいて結構でございます。ご答弁願います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） まず、第1点目です。部活動が長時間労働の要因になっているかというところでございますけれども、さまざまな調査があるんですが、その中で中学校の教員が多忙感を感じる業務として何があるか。さまざまな業務があるわけですが、部活動がその中に入っているのはそのとおりでございます。

ただ、そのほかに授業の準備であるとか、それから、それぞれ各学校で校務分掌がありますので、その分掌の仕事のものであるとか、それから生徒指導であるとか生徒対応であるとか、さまざまな多忙感を感じる業務がございます。その中の1つとして部活動が挙げられているということでございます。そういう認識で私もおります。

それから、2つ目のことに関して、部活動の休養日についてだったと思っておりますけれども、平成30年3月に県が部活動指導のガイドラインを発表しております。それを受けて本町でも平成31年3月に部活動のガイドラインを策定して、各学校にそれを通知して実施するようにお話を申し上げているところでございます。適切に休養がとれているというふうに考えてございます。

例えば中学校、本町は4つありますけれども、比較的大きな学校においてはハイシーズン以外の、いわゆる中総体とか近い期間以外では月曜日を基本的には部活動はしないように設定する。土日はどちらか1日というところで、月曜日から金曜日、平日は1日休みをとる。土日はいずれか休みをとるという、県と本町の部活動のガイドラインに沿った形で対応をしているところでございます。

それから、部活動指導員につきましては、これは塩竈で実際やっていることは事実でございますが、実は塩竈はモデルケースで実施をしておりますが、その人材の配置、人材は県のほうで紹介した人材でございます。塩竈自体が、塩竈の教育委員会が、または市全体で誰か適切な人材を探してやった事業ではございません。

これがなかなか難しいところで、本町のほうでも取り入れるとなると町のほうで、教育委員会のほうで人材を探さなければいけない、そういう事態でございます。

この部活動指導員については国が3分の1、県が3分の1、町で3分の1の事業

費を充てて実施するものでございますので、今のところその適切な人材が見つかるかどうかというところで、適切な人材が見つければ何とかしたいなと思いますけれども、今のところこの部活動指導員については今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） この部活動指導員についてなんですが、モデルケースとして塩竈、予算が伴うわけで、岩沼市では仙台大学ですか。委託ということはないんでしょうけれども、全部の部じゃなくて特定の部ですが、導入しているやに伺っております。それらを参考にしてやったらどうですか。人材不足も含めて。どうしたら調達というか、できますか。

翻って、予算の問題ですから町のほうでも、町というか、予算措置はそれに伴ってやられたらどうかということ。契機は1つです。いかがですか、教育長。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） まず、お話のありましたように確かに岩沼のほうで、1つの学校で1人ぐらいだと思いますけれども、1つの部活について協定を結んで動き始めたということは私も承知をしているところでございます。

本町といたしましても関係機関、これから実はまだこの場ではお話しできる状態ではないんですけれども、いろいろな大学と連携をしながら、もし可能であればそういう大学の学生を派遣していただくとか、そんな形で今後検討してまいりたいなというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 物の見方ですが、先生が疲弊しては子供の学習環境は保障されません。教育の質の向上も望めない。先ほど問題点6つありましたけれども。ましては学力テストの結果がこのような状況でございます。学テだけが問題ではありませんけれども、少なくとも教職員の業務を減らす方法。学校給食費は先生はノータッチだと思うんですよね。どうですか。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 給食費に関しましては学校に事務職員がございまして、それは事務職員が関係してやっております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 一問一答の流れですので、ちょっと続けます。

要はそういう、前は先生も家庭訪問したりとか伺っておりました。そういうふうにして教職員の事務事業をある程度削っていくと。できること。あと、先ほどの部活動の指導を大学生とか大学に、でき得ればということですが、可能性の追求です。あと、予算措置はちゃんとしてもらうとか。やっていただいて、あいた時間で職員室などで生徒の進路指導とか、当然あすの教材の研究とかしていけば、少しでも改善できるのではないかというふうに私は思います。

私の考え方、結びます。仕事の密度の濃さ、過重労働からの教員の開放です。これらによって先ほど申し上げましたとおり教材研究とか生徒指導、学力向上等に充てることが可能です。

あと、授業以外にいじめとか不登校問題がございます。また、児童生徒、保護者と向き合う職務の重要度がふえてきております。亙理町でもいろいろ問題がございました。現に進行中です。また、来年度から高学年だと思いますが英語の教科化が。そうすると、教員の負担増は確実です。

また反面、鬱病などで、これは私なりに調べたんですが、全国で教員が約5,000名ほど鬱病などの疾患で休職されていると伺っております。

そういう意味で、教員が疲弊しては子供の学習環境は保障されません。当然質の向上は望めません。したがって、教育長が先ほど申されたように抜本的に教員の適正な増員などを関係先に要請、予算もあります。とともに部活動の見直しなど、学校現場の環境整備にぜひ努めていただきたい。今後とも。と申し述べて私の一般質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、11時10分といたします。休憩。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番。森 義洋議員、登壇。

[11番 森 義 洋 君 登壇]

11番（森 義洋君） 11番、森 義洋でございます。

一般質問のことではございますが、10月12日の台風、また翌週19日の大雨で被害に遭われました町民の皆様、また近隣市町村の皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。いなと思います。

それでは、通告に従いまして質問をしていきたいと思っております。

1点目、本町の今後の財政の展望について伺います。

本町の税収については震災以前の税額までに回復しておりますが、社会保障費の増加率は震災以前に比べ割り増しと推移しております。今後も増加していくと考えられますが、そこで次の点について伺わせていただきます。

1、歳入における今後の取り組みについてご答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 森議員の歳入における今後の取り組みについてということでございますので、それについてお答えを申し上げます。

本町の町税の収入につきましては、震災前と現在を比較させていただきますと、震災前の平成21年度決算額は、あくまでこれは町税だけでございますが、35億6,313万円でありましたが、直近の平成30年度の決算額は36億4,949万4,000円となりまして、8,636万4,000円増加しております。内訳を見ますと、主に土地、家屋の固定資産税が減少している一方で、個人所得の増加等により町民税が増加しておりますが、その個人所得も消費増税の影響により今後の景気見通しが不透明であることから、町税収入全体としては大幅な増加は見込めない状況と考えております。

そこで、今後歳入増加策としまして大きく期待をしておりますのがふるさと納税であります。本町のふるさと納税につきましては、平成29年1月から順次返礼品の充実を図っており、実績といたしましては平成28年に149件254万8,000円にとどまっていたんですが、平成29年度は1,145件、2,616万円、平成30年度は2,979件、7,839万5,000円と順調に増加をしているところでございます。

今年度に入りましてからは体験型返礼品の充実や楽天市場やふるなびといった大手サイトへの掲載開始によりまして、寄附実績は大幅に増加し、今回のこの議会の補正予算においては2億5,000万円の寄附額を想定した費用を計上をしているところであります。

今後におきましても魅力ある返礼品を数多く取り入れ、寄附額の増収に努めてま

いりたいと考えております。

また、令和2年3月から各種証明書のコンビニ交付サービスを開始する予定ですが、それに伴う手数料の設定が必要となりますが、財政状況や当該業務に係るコスト、近隣市町村の状況等を勘案し、各種手数料の全体的な見直しを実施しているところであります。今回、改定に向けた関係条例の改正案を提出させていただいております。

さらに、未利用となっている町有地の有効活用と地域活性化の一環としまして、以前は現地における売り地の看板と問い合わせ等による対応をしてきた売却可能な町有地について、平成30年度に町広報紙で売却の募集を行うとともに、ホームページにおきまして募集を継続しております。現在のところ残念ながら売却には至っておりませんが、今後もPR等に努めてまいりたいと考えております。

そのほか工業団地の売却や町税等滞納整理の強化などについて継続して注力するなど、考え得る財源確保策について職員一人一人が積極的に取り組むことで歳入増につなげていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 確かに即効性のあるものとしてはふるさと納税なども活用していくのはいいことだなというふうに私も感じておりますが、さまざまな施策を行っていかないといけないというふうに思っております。

また、既存であります町税のほうの収入、こちらのほうもしっかり行っていかないといけないとは思いますが、先ほどお話もございました町有地の有効活用でございますけれども、特に固定資産税の部分ですが、亙理太陽光発電所を運営する山佐株式会社の今後の換地後の固定資産税の税額とその後の償却資産、こちら年数等もあると思っておりますけれども、金額がどのように推移していくのかお答えをお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） それに関しましては税務課長よりお答えをさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） ただいまの森議員のご質問でございますが、山佐株式会社の換地後の固定資産税額ということで、固定資産税額につきましては土地の分と、あと

償却資産の分ということで、まず土地の分につきましては太陽光発電施設用地につきましては雑種地の評価とさせていただきますので、これにつきましては74ヘクタールほどございますので、それで算定いたしますと年間約2,800万円ほどを見込んでおります。

次に、太陽光発電施設の償却資産分についてでございますが、まず事業開始のほうがかじの3月開始となっております、償却資産につきましては来年の1月、償却資産の申告によりまして令和2年度より償却資産のほうを課税予定でございます。

課税額につきましては次回の申告となりますので現段階では詳細のほうはまだ把握しておりません。

太陽光発電施設の耐用年数ということで、太陽光パネルのほうは17年と、あとキュービクル、変電設備のほうは15年となっております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 固定資産税の申告は確かに来年からということですので、大体見込みがあるのかなと思ったのでご質問させていただきました。

この償却資産の申告なんですけれども、本町においても太陽光パネルなどがいろいろな方々が設置されていると思います。かなりの数が震災後ふえたかなと思っております。

これに対しての申告の漏れなどがあってはならないなというふうに思いますけれども、こちらについては調査を行っているという話を伺っていることがございました。

ただ、この償却資産で申告をしていただかないとわからないという点も確かに設備投資とかというのはあるのはわかるんですが、特にちょっとわかりにくいものというのはリースによるものの申告でございます。

リースによる試算は資産を貸している者がそれを所在する市町村に申告することとなっております。例えば建設工事会社の工事事務所になっている仮設事務所、こういうふうな仮設の建物です。こちらリース会社が各市町村のほうに、市町村というよりも建設会社でしたりとか、普通の法人、事務所などに使っているものでございます。

震災の復興でかなりの数が8年前からふえてあったと思うんです。もちろん撤去しているものもあると思いますけれども、現在ですと高速道路の4車線化ですか、工事事務所や既存の町内の法人、また個人事業主が利用していると思います。

こちらの申告はどの程度今現在あるのか、また、そのような対象物件についてはどのような調査を行っているのか。お答えをお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） ただいまのリース物件の調査についてでございますが、まず償却資産の申告につきましては1月1日所有の事業用の資産について1月31日まで申告を行いまして、リース物件につきましては先ほど森議員もおっしゃいましたとおり、リース物件先の自治体に申告となっております。

現在のプレハブ等構築物の申告件数については130件ほどありますが、そのうちリース会社が所有しているものにつきましては30件でございます。

償却資産については先ほど森議員がおっしゃったとおり申告制度となりまして、申告がないものについてはなかなか把握が難しいところでございますが、調査につきましては仙台土木事務所のほうに2カ月に一度職員が出向いて建築確認許可申請のほうの閲覧などを行っておりまして、家屋用途が店舗や事務所等の非居住用となっているもので家屋として課税されていないものにつきましては、また仮設の構築物や家屋以外の屋外建造物を建築されている事業者で、償却資産の申告のないものについては調査確認を行っているところでございます。

また、法人町民税に係る法人の開始届や設備統計をもとに償却資産の申告のないものについてもリース物件の可能性もございますので、調査確認を行っているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） やはり調査がそのように行われているので、そちらは理解できました。やはり後から申告があつたりだつたりとか、漏れだつたりというものが確かにあるのかなというふうにも感じられます。

また、このリース物件以外でもリースだつたりとかで申告しなければいけない、それをしたというのがそれ今コンテナ型の仮設のものですがけれども、以外にはあるんでしょうか。お願いします。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） 申告のなかったものについて後ほど発見されたものにつきましては、地方税法に従いまして5年ほど遡及課税させていただいておるとともに、あと、仮設などの構築物の申告ではプレハブ等の名称で申告されているものだけではなく、工事や倉庫、また物置などとさまざまな形で申告されているものがございますので、なかなか掌握するところが難しいところではございますが、今後公共事業において公共工事の契約担当部署等からの役場、そういった以外の公的機関からの情報を収集しながら、リース先の情報を把握しまして確認していきたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 事業主によってはまたそういった申告のほうをリース会社に任せるとかわかっていないとかという部分もありますので、またそういった調査のほうを引き続きお願いしたいと思っておりますし、少しでも町税のほうに入ってくるということであれば頑張ってやっていただきたいなと思っております。

次に、先ほど町長からのご答弁でふるさと納税の件がございましたが、ふるさと納税は各市町村のほうで頑張ってさまざまなことをやっております。私はちょっと普通のふるさと納税でのお話ではなくて、企業版ふるさと納税についてお伺いいたします。

2016年から2019年までの特例措置であったこの制度でございますが、ことし制度の期限を2024年、5年間延長することとなり、企業としては損金算入処置による3割の軽減効果に加え、寄附額の約3割が税額控除され、合計しますと約6割分の税負担が軽くなる制度でございます。

こちらの制度は今後9割まで広げる案も出ているそうでございます。ここまで広がると企業側としましても大きなメリットがあると思われれます。本町としましても企業版ふるさと納税の手引を読まれていると思っておりますし、考えられている、検討されているとは思ってはいたんですけども、まずこの手引の中では企画立案し企業に相談を行い寄附の見込みを立てるとあります。今後この制度を進めていく考えはあるのでしょうか、また、活用できるような事業は現在あるのか、お答えをお願いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 企業版のふるさと納税の件でございますが、こちらのほうは企画財政課長よりお答えさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） では、企業版ふるさと納税ということでございますが、今森議員がお話しされましたように、この企業版ふるさと納税につきましては本町で策定しております亙理町まち・ひと・しごと創生総合戦略、こちらに掲げます産業の振興、観光も含みますけれども、そのほかに交流人口の拡大または子育て支援、こういった3つの基本目標、こういったものに合致した事業に寄附することが条件となっております、本町でも地方創生事業、こういったことを実施するに当たったときに企業が社会貢献として行うものという形になります。その結果、今議員がおっしゃいましたとおり寄附した額のうちの6割が損金扱いといいますか、控除されるという内容になるかと思えます。

また一方で、寄附の代償といたしまして企業が利益を受けること、または本社が所在する自治体に対する寄附が禁止されているという条件もございます。

この企業版のふるさと納税の本町の現状といたしましては、今のところ実績としてはゼロということになってございます。県内の状況を見ましても件数的にはまだ余り多くなくて、また、実績のある自治体におかれましても東日本大震災の復興事業、こういったものに関連しまして支援するという形をとっているところもあるようです。

ただ、事例としましては町のほうで今ゼロというお話をさせていただきましたけれども、例えば先ほど議員も触れました山佐株式会社、こちらのほうから現在毎年750万円ずつの寄附をいただいているものですが、こちら見方を変えますと名前は企業版ふるさと納税ということではございませんけれども、農業の振興、後継者の育成、例えば雇用の創出、そういったことを産業ということで捉えますと、そういったものも企業版のふるさと納税という見方もできるのではないかと私も思っております。

そして最後に、ただいま質問ありました企業版ふるさと納税の今後の取り組みということになりますけれども、現段階で活用できるような事業というものはないんですけれども、先ほどお話にあったように政府与党のほうではこの制度を5年間延

長して考えているということを聞いてございます。

そして、さらに軽減額につきましても現在6割のところを9割に伸ばすという話も聞いてございますので、企業的に考えてもなかなかメリットのある制度になっていくのではないかと感じてございますので、今後地方創生に係る事業を検討する中でこの企業版のふるさと納税についても町の事業として並行して考えていきたいと思っているところでございます。

以上になります。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） こちらの企業版ふるさと納税、10万円単位からの寄附ができるということでございます。こういう制度をやはり少なからず活用してやっていくことができればなというふうに思いますし、地方創生事業とあわせてやっていかないといけない。また、それと合致した企業を探さないといけないというのはわかるんですが、やはり行政側から発信していかないとなかなかこの企業は見つからないと思います。合わせられるのは。

それで、2年ほど前の議会であったと思うんですが、佐藤アヤ議員もこちらの企業版ふるさと納税は質問されております。そのときも合致するような事業が今ないということで説明ございました。地方交付税のほうで賄える事業で済んでいるということでございましたが、この2024年までのあと約5年間ある中で、この制度を生かしてぜひ何かしらのことをやっていただきたい。

昨年度、今年度予算で事業見直しをしまして休止、廃止の事業もございました。また、そういったものを地方創生事業に絡めてこの制度を使ってやっていけたらなというふうに思うんですけれども、町長はこの制度を使ってまた地方創生事業を新たにやっていこうというような方針はございますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 目的に合うような事業があつて、そして賛同する企業等ができましたら、それは前向きに進めてまいります。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 町長は昨年就任ということで以前質問があつたときにはいらっしやらなかったんですけれども、そこからやはり年数がたっているわけです。また、やはりこの制度を生かして本当に先進的に進めていけるような話し合いを続けていた

だきたいなと思います。

それでは次、2点目です。歳出抑制に向けました今後の取り組みについてご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 先ほどは歳入のほうでございましたが、今度歳出ということがございますが、本町の財政状況につきましては、町税や地方交付税等の歳入に大きな伸びが見られない中で、少子化、そして高齢化に伴う社会保障費の増加や公共施設の老朽化に伴う修繕費、維持管理費の増加などにより経常的な歳出は年々増加をしている状況でございます。

そこで、ポスト復興を見据えました持続可能な行政サービスの実現を目的としまして、先ほど議員もおっしゃられましたが、平成30年度に事務事業見直しを実施したところであります。延べ212事業の見直し作業により総事業費ベースで4億7,564万円、一般財源のベースで4億4,720万円の削減が図られ、平成31年度以降の予算編成に反映させたところであります。

令和元年度におきましても同様に、今年の10月から11月にかけて本町が独自に実施している事業を中心に、計46事業についてプロジェクトチーム会議で議論を行ったところであります。目標としました一般財源ベースで20%減となります約8,400万円の削減を目指しましたが、昨年度の事務事業見直しにより各種事業におきまして経費削減を実施していることなどから、今回は約2,500万円の削減にとどまったところであります。

今後の当初予算編成過程においても46事業以外全ての事業について見直しを実施する予定でありまして、2年間にわたる事務事業見直しは震災後膨らみ続ける各種事業費に歯どめをかける大きな成果があったと考えております。

一方しかしながら、町単独事業を中心とする各種事業の見直しのみでは削減に限界が見えてくるため、今後におきましては第5次亘理町総合発展計画後期計画と同時期に策定する予定でございます第5次亘理町行政改革大綱により、行政評価の実施や構造的な見直し等について検討をしまいたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 歳入歳出に対して伺ってきたわけですが、要は今後何を基準にしてまたこれからの事業を現状と今後の展望、具体的にどういうふうにして図

っていくのかということが大事なのかなというふうに思います。

本町も公会計制度を導入しまして、資産や負債、そして正味財産である純資産の把握や減価償却費などの現金支出を伴わないコストを正確に把握する取り組みが行われていると思われま。

その中でもやはり歳出といいますか、維持管理費、特に公共施設の部分がかなり重要なのかなと思います。ここに互理町公共施設総合管理計画というものがあるんですが、この中ではあと約40年間の維持管理費が総額で約1,200億円かかると。年間当たり30億円の費用が必要だというふうに記載されていまして、これを維持を今後ずっと続けていく、この施設保有量の全てを今後維持していくのは極めて難しいというふうに出ています。この事業、維持管理をどのようにして考えていくのか。この互理町の公共施設等総合管理計画では公会計制度を生かした計画が立てていないように私は思います。

それでなんですけれども、米沢市の公共施設等総合管理計画を私は調べさせていただいたんですが、こちらは本町が作成したものとは違ってございまして、年間の維持管理費、事業運営費、減価償却費なども全て1枚のペーパーに記載されております。それに収入を入れネットコスト、実質のコストです。まで載っております。本町の計画書とは違い一目で見える化がされていると感じます。これは行政経験がない方、つまり町民の方々にとっても公会計で整備されたような図表を見ればわかりやすい部分が必ずあると思います。

今後、私としてこれを年間30億円の維持管理費をかけていくというのは現実的にちょっと厳しい部分がどうしても出てくるだろうと思います。そうしますと、町民の方々にどうしてもご理解いただかないといけない部分がいつかは出てくるのかなと思います。

町長も企業の経営者として今までに出てきたような財務諸表、こういった一度今後米沢市の計画書を見ていただきたいと思うんですけれども、このような表示の仕方に切りかえていって今後の事業を計画していただきたいとは思うんですが、この点どのように感じられるでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 私もその米沢のものを目を通させていただきましたし、ことしの7月に北海道のニセコ町にお邪魔をしまして、そちらのほうは仙南互理地方長会のほ

うで勉強のためにお邪魔したわけですが、やはりそちらもそういう形での見える化をした総合管理計画というものをしております。

確かに現在亘理町におきましても貸借対照表のほうは作成をされておりますけれども、それがまだ十分に生かされていないというのが実情でございます。私も社会に出て三十数年になりますが、社会に出てからはずっと複式簿記のほうで全てを管理をしておりました。

初めて単式簿記と複式簿記が混在するような町のものですけれども、どうしても単式簿記のほうに中心が置かれているのが実情でございます。議員もご存知のように単式簿記というのは簿記の記帳を現金の収入、支出として一面的に行う簿記の手法でございますし、複式簿記は記帳を貸方、借方に分けて二面的に行う簿記の手法でございます。

複式簿記になりますとストック情報であるとか情報負債、資産の状況とか負債の状況も一目で把握できますので、ストック情報の把握にはこれはそれで検証機能を持てるということでございます。

多分、仮に運動でいえばマラソンに例えれば、走っている間の健康状態を見るためには貸借対照表が必要ですし、記録を見るのが企業でいえば損益計算書になると思います。

一例を挙げますと、私が社会に出たころ、1980年代半ばでございますが、ちょうどそのころにA社というビール会社とK社というビール会社、そのときのA社の市場規模は10%でございました。K社のほうは60%ぐらいのシェアを持っていたと思います。

それが数年後にA社がある商品、切れるビールを出したために一気に10%から30%にシェアを伸ばして、売り上げを3倍に伸ばしたわけでございますが、一方K社は60%から40%にシェアをダウンさせたわけでございますが、そのときの一般目にはすごくA社が売り上げをぐんぐん伸ばして儲かっているように見えますが、やはりBSを見ますとそのときの私の感想としては、それは90年代前半のときの感想でございますが、健康状態というか、K社に会社の財務内容を持っていくには十数年かかるだろうなと思ったのが当時の記憶として今話を聞いていまして思い出されました。

そのように町健康状態といえますか、財務内容を的確に、そして見える化する

ためには今後とも複式簿記を中心とした会計をしていかなければ、将来的に先ほど言われました無駄な費用なのか必要な費用なのか見きわめができなくなると思いますので、その辺を含めて今後はあるべく早いうちに複式簿記を中心とした、両方必要なんですが、複式簿記でちゃんと見れるような町政運営に努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） ぜひそのように推し進めていただきたいというふうに思います。

民間の方でもやはりわかりやすい、財務内容の説明が聞きやすいほうがいいのかなと私も感じます。

今ですと長寿命化計画でしたりとか固定資産台帳とかばらばらにある中で、ではどれを見て判断するのかというのを各課からの情報を集めて一度会議しないとわからない。そんな状況に感じられてしまうものですから、どうしても総合管理計画一本である程度見られるような形を町民の方々に出せる、出してやる、見せてやるという状況が望ましいかなというふうに感じられます。

では、次の大綱のほうに移りたいと思います。本町のハザードマップについてでございます。こちらは内水のハザードマップについてで、本町ですと内水防災マップと。

ハザードマップは住民の安全確保の目安でございます。今回の台風においてはシミュレーション以上により浸水区域が多く見られた点がございました。昨日も小野一雄議員からも大槻議員からもこちらの質問ございましたけれども、特に内水において10月12日、台風19号の影響で冠水した地域、箇所と実際の状況はどうだったのか、どういうふうに捉えているのかご質問します。

最後言うのを忘れました。それで、実際の状況がどうだったのかを捉えまして、マップの次回の更新時期、こちらについてお答えをお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ハザードマップの更新時期ということでございますが、ここでは内水ハザードマップについてご回答いたします。

公共下水道雨水計画区域、こちらのほうは759.2ヘクタールにつきまして交付金事業によりまして31年3月に内水ハザードマップを作成しまして、住民の防災意識の向上及び浸水被害の最小化を図るソフト対策としまして、公共下水道雨水計画区

域の各戸に配付しております。次回の更新時期についてはまだ今年の3月にできたばかりですので、まだ未定でございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 今のご回答をいただいて、次の質問である今回の災害を受けての次回の更新に向ける変更点というのはまだ検討されていないということによろしいでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今回の特に台風19号の災害を受けて内水浸水については内水ハザードマップでおおむね想定どおりになっております。現在のところ変更・更新については考えていない状況でございます。

しかしながら、今回の雨に限らず近年同じような箇所でも浸水被害があることから、中期、長期にわたる下水道による浸水対策を実施すべき区域や整備内容や方針等の基本的な事項を定めました計画を雨水管理総合計画として策定し、あわせて内水ハザードマップを作成し公表しております。

雨水管理総合計画は、浸水実績、内水ハザードマップ等により浸水対策を実施すべき区域を明確にしまして、事業の重点化・効率化の方針を定め、ハード対策のみではなくソフト対策等も含め総合的に事業を実施するものであります。

また、この計画につきましては定期的な点検を行うこととなっております。期間は5年に1回を基本としております。点検の結果、計画と実情に大幅な乖離が生じた場合は計画の見直しを行うものとしておりますので、その場合にはマップを変更・更新はあると考えますが、先ほど申し上げましたとおり現在のところ考えてはおりません。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 変更点は今考えていないと、計画のほうで進むということなんでしょうが、この内水ハザードマップには亘理地区、荒浜地区、それとサニータウンの部分が表示されておりましたが、それ以外の吉田地区や逢隈地区の部分は記載されていなかったように思われます。こちらどうして記載されていないのか、お答えをお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） こちらのほうは上下水道課長のほうに答弁させていただきます。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） ご質問にお答えいたします。

この内水ハザードマップ、今回つくりましたものに関しましては今議員のおっしゃるとおり大まかに分けて3地区の分しか記載がないということなんですけれども、そもそもこれをつくるに当たって当時の雨水計画がございまして、基本的には用途地域を対象としました区域、一部污水計画区域と整合を図りながら行ってきた区域でございましてけれども、污水整備を優先するに実施してきたんでございましてけれども、長らく雨水計画のまず計画の変更というものがなされなかったというところから今回変更したと。

それで、下水道における雨水整備が完了している箇所、それから予定している箇所を下水道計画全体計画区域に落としまして、それ以外については他事業、例えば農林の事業とか、そういった事業で行った箇所で整備している箇所については今回の、例えばそれは逢隈地区なんですけれども、その地区に関しましては今回の内水ハザードマップからは一応除外したというようなところでございます。なおかつ、内水ハザードマップだけではなくて雨水計画の区域からも除外しているというところでございます。

これは平成29年の都市計画審議会におきましても污水、それから雨水計画の見直しを図った際にそういったことで計画から除外したというところから、その区域に関しましてはマップがないと。先ほど申しましたとおり浜吉田地区に関しましては用途地域というところから当時なかったものですから、その際にはなかったということなんです。

しかしながら、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、今後雨の降り方と、それから土地の利用等におきまして大幅な実情との乖離が出てきた場合については、その箇所についても今後雨水の計画区域に入れる可能性というのはあるというところで、そういったところで考えてございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） やはり客観的に内水のマップを見るとどうしてもここは冠水の危険があるのかなというふうに感じられるんですけども、それが載っていない地域にとっては何でうちのこの近くのところで冠水しているものが載っていないのかなと

いうふうに感じてしまうところがどうしても出てくるのかなというふうには感じられました。

また、10月19日のときなんです、私はその前の週、12日のときかなり被害があったものですから、19日の日ちょっと心配になって夜間町内の状況を見てみたんです。特にひどい状況であったのは雪穴沢から流れ出た部分と南町でございました。小河川です。氾濫が完全にひどかったです。もう17時の時点で若干冠水しておりまして、私が22時に見に行ったときにはもう膝ぐらいまで南町のところはございました。南町のあの旧道の通りの東側、もう1本のほうもやはり氾濫した水が流れ込んで膝ぐらいまであって、夜間ではございましたが、これは昼間でしたらかなり身の危険だったのかな、交通量があればというふうには感じられました。

以前よりこの箇所はかなり問題として聞いております。今後、水路工事、道路工事の拡張工事を同時に行う予定だと聞いております。着工までに要する期間、また着工後の工事完了までにはどのくらいの期間を想定しておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） この件に関しましては地域の皆様にご迷惑をおかけしているところでございます。ただ、昨日から申し上げておるんですが、上流でちゃんと整備しましても最終的にそれは全部下流に流れてまいります。そちらのほうの対策もしなければなりませんので、その場所だけを直しますとその下流のほうに必ずしわ寄せがいくというのも実情でございます。

先ほどお話しされておりました南町の件でございますが、あそこの先の場合は行政区でいえば南城東のほうに流れていくわけでございますが、その辺で今度はすごい越水が起こる可能性がございます。そういうものも含めましてさまざまなその先の、それは結局は亘理承水路、鑑川がいっぱいになっているからでございますので、その辺も含めた計画等も最終的には考えなければならない状況になっております。

道路の今後の見通しにつきましては都市建設課長より答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 今回の台風の時点で雪穴沢の亘理高校の上流のあたりでのみ口のところにうまくのめないという現象が起こってございました。そちらにつきましては流木とかを防ぐためにスクリーンという金属製の格子があるんですが、そちら

のほうにかなり流木が詰まっております、大雨のときはなかなかそれを人力で解消することができない、その流木に上流からかなりの土砂が堆積しまして、水路断面をほとんど塞ぐような形でうまくのみ込めないという現象が起こっておりますので、例年よりもかなり大きな被害となっておりました。

そこについては以前から懸念されておりましたので、平成30年度にその流木が詰まるのをキャッチするように1基スクリーンを増設しておりましたが、その機能もちょっとあの大雨でうまく働かなかったところがございます。

今後の対策としまして、今回補正予算で提出させていただいているんですが、2つあるスクリーンのうちの1枚がかなり古い何十年も経過しているものでございまして、緊急時にそれを上げて、土砂も一緒に入りますが土砂と水を下流に流すということができなくなっておりましたので、そちらのスクリーンが固定式になっておりますので、そちらを解消するために新たにつくりかえの工事費について提出させてもらっております。

その上流の水路につきましては、年次的に継続に改修してございますので、当面はそのスクリーンの改修の工事だけを見ております。

南町鹿島線の街路のことでございますが、昨年度より、昨年度と今年度と2カ年使いまして亘理町の全体の街路のルートなり、その必要性について見直しの検討を行っております、今年度で取りまとめの年度となっております。大まかな案はできつつありますが、今後あと県の同意とかも必要になってきますので、そちら検討、すり合わせした後に町民の方に説明会なりパブリックコメントとして意見を聞いて、そのルートなり必要性について検討していきます。

あと、南町鹿島線については、その結果を見た上ですが、まだ事業認可もとれていない部分でございますので、測量から調査設計、事業認可と入っていきますので、ちょっとこの2年やそのぐらいではちょっと着手は厳しいのかなと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 今、都市建設課長のほうからありました南町鹿島線に関連してくる事業としまして、南町地区の、町では中央第13号、それから14号雨水幹線路と呼んでいるんですけれども、称名寺の沼から東のほうに入ってきて街路沿いに行きまして裏城戸排水路に抜けていく水路で、そういった呼び名でしているんですけ

れども、これに関しまして先ほど計画、亘理町の雨水管理総合計画とございますけれども、これの中にもいわゆる重点地区というところで記載してございます。

それに基づきまして交付金事業に採択になるということから、その事業採択に当たってはいくんですけれども、これも先ほどの都市計画街路の南鹿島線の計画、それから認可等の変更と同時進行という形で、こちらの雨水の整備計画の基本計画を立てていくというような計画ということで今のところ計画してございます。

それから、同じ南町地区の今のところ、称名寺のところからさらに南側に行くと石家さんがございまして、そここのところの水路、これはいわゆる松栗川という水路なんですけれども、これの下流部におきまして上流からの土砂の堆積によりまして今回の19号台風でかなり土砂が堆積して周りの農地に溢水してちょっと被害を与えたというところから、これにつきましても先日の補正予算におきまして土砂のしゅんせつという予算をとっていただいて、これも実施済みで、今のところ実施済みでございます。

これにつきましても毎年少しずつ水路のしゅんせつ、それからゲートの清掃等を継続的に行っておるんですけれども、今回のような大雨に関しましてはこういった実態が出てきたというところなんですけれども、継続的にこれについては維持管理を行っているというような状況でございます。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 街路につきましても2年、3年で計画までの着工にはなかなか至れないということございましたけれども、もし着工した場合のその完了までに要する期間というのは想定されているのでしょうか。お答えをお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 着工して完了までなんですが、一番大きなのは事業費の関係がございまして。以前、平成29年の一般質問のときもお答えしたんですが、事業費としますと約7億6,000万円、かなり概算なんですけれども、こちらが祝田から国道6号線までの約五百数十メートル区間なんです、そのぐらにかかるといって、こちらは国から交付金をいただきながら進めていく事業ですので、その配分がちょっと今のところまだ見えないので、何年というのは厳しいんですが、やり始めて5年、10年とか、そういう単位はかかっていくんではないかと思っております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） かなり長い期間を要するというのでございます。

先ほど結局は下流の処理部分、これがどうにかならないかには何をやってもというところがあるのがある程度理解しましたが、こちらの計画を進めないとやはりもう10年やそこらでもなかなか進まないということ、予算もございますが、になります。

やはり、もう早い段階でこの冠水しているところでしたりとか、今は雪穴沢や南町のお話をしましたけれども、昨日から出ている地域、逢隈、江下の地区のほうもそこをどうにか解決に結びつくように、町長、決断と計画が必要だと思います。どうにか早い段階でこちらを解決していただけるよう町長のリーダーシップを期待いたします。

以上で一般質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって森 義洋議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、13時からといたします。休憩。

午後 0時00分 休憩

午後 0時55分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番。小野明子議員、登壇。

〔8番 小野明子君 登壇〕

8番（小野明子君） 8番、小野明子でございます。よろしく願いいたします。

本日は私の選挙前の公約により、町長宛てに要望書を提出させていただいた件も含め、3点質問をさせていただきます。1つ目が教育環境の充実について、2つ目が町民バスの充実について、3つ目が防災・減災の取り組みについて、以上の3点でございます。

それではまず1点目、教育環境の充実についてでございます。

私は亘理町には誇るべきものがたくさんある中で、町立図書館はまさにその1つであると考えます。平成6年開館から本年25周年まで、震災も乗り越え日々支えてくださる職員の皆様に敬意を表します。

今、子供たちの読解力不足が叫ばれる中、教育環境の充実、中でも読書は基本中

の基本だと考えます。その意味からも既存の施設を有効に活用する必要があると考えます。

町立図書館は現在月曜日が休館日ですが、ハッピーマンデー、学校の振りかえ休日等を考慮し、休館日の変更もしくは休日が月曜日の際は開館等の対応をしないかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま図書館の件についてご質問をいただきましたが、図書館の休館日につきましては亘理町立図書館管理規則で……済みません。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 済みません、教育長のほうからご答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） それでは、小野明子議員にご回答します。

図書館の休館日につきまして、亘理町立図書館管理規則で月曜日、国民の祝日、月曜日が休日と重なった場合はその翌日の火曜日と定められております。ハッピーマンデー等で休日が月曜日になった場合には、月火の連休となるところではあります。平成21年度に行った町民の利用しやすい環境づくりのための休日開館及び開館時間についての検討を踏まえ、より利用しやすい図書館を目指して、平成22年度からは火曜日を特別開館し、月曜日のみを休館として現在も継続しているところでございます。

平成28年度からゴールデンウィーク期間も特別開館として実施しており、特別開館の実日数としましては平成30年度は14日間、今年度は16日間になります。現在、平日だけを比較しますと火曜日の入館者が一番多く、曜日が進むにつれて少なくなっている状況です。駅東町民連絡所についても同様となっております。

休日の月曜日開館につきましては平成23、24年度に試行的に行いましたが、入館者は平均の7割、利用者は平均の約6割弱と、ほかの平日と比較してとても少なかったため、平成25年度からもとに戻しております。

また、小中学校の振りかえ休業日につきましては、小学校で年4日程度、中学校で年7日から8日程度あります。振りかえ休業日については児童生徒は休みになりますが、必ずしも保護者が休みとは限りません。小学生は保護者同伴でなければ学区外に出ないよう学校から指導されているため、保護者が休みでない場合に利用で

きるのは亙理小学校と各中学校の児童生徒だけとなり、利用者は限定されるものと考えており、これらの状況等を踏まえ現状のままでの開館を考えておりますが、今後施設全体の管理方法のあり方等を含め検討してまいります。

議長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） 私の認識不足も多々あったかと思えます。

その上で、柴田町、仙台市などは休日月曜日の場合は火曜日は開館ですというふうになっているということは、こちらは町として全部お決めになったという解釈でよろしいのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（奥野光正君） これにつきましては生涯学習課長のほうから回答いたします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 町としてというのは、もう一度どういう意味合いなのか。

議長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） 失礼いたしました。柴田町と仙台市は一部月曜日が休日の場合はその日は開館をして翌日お休みですというふうにお聞きしたんですが、そちらは亙理町としてはもう町として決まっているのでという解釈で。先ほど全部規定として決まっているのでということだったので、そこが変わっているところは全部協議をした上でそういう形態になっているという解釈でよろしいのでしょうか。ほかの町の場合です。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） ほかの町の場合はちょっとわからないんですけども、一応多分どこの図書館とかも基本的に土日が利用者が多いものですから、全国的に月曜日が休館日というふうな取り決めをしているものだと感じております。

ただし、その月曜日が国民の休日に当たる場合は月曜日を開館して、そして、そのかわりに火曜日を休みにしているというようなことで今運用している、県内ではほぼほぼそういうところが多い状況でございます。

議長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） 私自身駅前で事業をしているものですから、月曜日残念そうに帰っていかれる方がすごく多いので、そういった意味で確認をさせていただきました。次回お話があったときにはそのようにお伝えをしながら、またご理解もいただける

ように努力をしてまいりたいと思います。

また、カフェ悠里等を通して皆さん使いやすくなったというお話もいただいております。私もまるで以前からここを使っている、ここを管理しているような人間のような思いをして皆さんにご挨拶をさせていただいています。

また、さらにいいものになっていくように、そしてまた、図書館もさらに充実したものになっていくようお願いできればと思います。認識不足で大変失礼をいたしました。皆さんとまたきちんと確認をしながら、さらに充実した町になっていく努力をさせていただきたいと思います。

それでは、2点目に入らせていただきます。

2つ目、町民バスの充実についてでございます。新庁舎の移転に伴い発着場所、時刻等は検討されていることと存じますが、今後の展開として伺います。昨日のデマンドタクシーの前向きなご返答もございましたが、一部の町民の方から町内には入院可能な病院は少ないため、山元町、岩沼市への通院が多く見られます。せめて朝晩の1往復だけでも山元町、岩沼市などの大きな病院へのバスの中継ステーションなどを設置する、また、町への乗り入れが厳しければ途中でそちらのほうにつながりいただくような、そういった対応をすることを検討するということはございませんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 先ほどは大変失礼をしました。

ただいまの町民バスの充実についてのご質問でございますが、現在、町民乗り合い自動車さざんか号につきましては路線型のバスとしまして主要4路線での運行、また、わたりん号につきましては互理駅を中心とした災害公営住宅と公共施設や医療機関などの市街地を結ぶ循環型バスとして、右回りと左回りで双方向に循環し運行をしております。

新庁舎移転に伴います公共交通の検討については、まず路線型のさざんか号についてはあくまでも町内にあります常磐線のJRの3つの駅を中心としまして、利用者数の多い通勤通学の利用に適したバスとしまして運行ルートや時刻の調整を行っていることから、新庁舎への乗り入れは実施をせず、中心市街地を循環するわたりん号について現状の新庁舎を通過するルートを継続しまして新庁舎の乗り入れを実施することを予定をしております。

また、ご質問の岩沼市、山元町への延伸、中継ステーションの設置につきましては、本町においても町外の施設、特に岩沼市にございます総合南東北病院への運行につきまして要望が寄せられているところをございます。乗り入れに関しましては関係自治体との各種調整や、それよりも地元で営業している、これは互理、岩沼両方になりますけれども、タクシー会社等の交通事業者の通常業務に大きく影響が出るのが予想されることから、山元町の宮城病院への運行等を含め十分に調査・検証、情報収集が必要であると考えております。

今後につきましても、広域行政の連携を図りつつ住民の利便性の向上のため、デマンド型乗り合いタクシーの導入を含め、全体的な公共交通の再構築に向け、町民バスの運行経路や運行形態等について本町に適した効率のよい運行形態を交通関係者と有識者で構成をさせていただいております地域公共交通会議で協議を重ねながら検討をしまいたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） ご検討をよろしくお願いいたします。

そしてもう1つ、ここにちょっと記載が漏れましたが、それは土日祝日ではないんですが、さざんか号、わたりん号、大きな町内の花火大会のときに土日が重なると運行をしないということがあるんですが、これは交通渋滞に巻き込まれるからということなのか。こちら利用者の方からせめてこのとき臨時のバスというものを町で出す計画はないんだろうかというお話も伺ったこともあるんですが。記載がなくして申しわけないんですが。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） まずは、済みません、企画財政課長のほうよりご答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 花火大会等のときにさざんか号のほうが行きなくなるということのご質問かと思っておりますけれども、やはり路線バスといいますと時刻を持って動くものになりますので、どうしても渋滞に巻き込まれるということで、その時間管理ができないと、そういうこともございまして、現在のところは運行していない状況となっております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 今、大堀課長のほうが渋滞等の影響もあってということでお話し申し上げましたけれども、まさにそのとおりなんです、確かに休みの日、特にイベント等があった場合大変不便だという声は大分私のほうにも聞いております。

今後、もっともっといろいろなイベントが荒浜地区で開催されることも考慮しまして今後検討すべきなのは、路線バスを走らせるということも1つなんです、そのほかにシャトルバス、そちらのほうを検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） 前向きなご返答ありがとうございます。

土日バスが動かないということは、実ははらこ飯のシーズンは駅前で待っていらっしゃる方が非常に多いという現実がございます。ぜひご検討いただいて、時間というよりはシャトルバスでも結構だと思います。ぜひご検討いただきたいと思えます。よろしく願いをいたします。

また、昨日何人かの先輩の議員さんたちの質問項目と重なる部分もございますが、高齢者の方への免許返納に関して昨日さまざまご検討をいただき、デマンドバスへの無料の件とか、そういったところもございました。皆さん、町民の方が満足をしていただけるということが一番大事だと思いますので、私もしっかり勉強してまいります。

それでは、続きまして3つ目の防災・減災の取り組みについてお話をさせていただきます。

今般の台風19号の際、町内にもさまざまな問題点が見えてまいりました。昨日の質問で職員の皆様のお考え等を学ばせていただきました。今後、町民の皆様の自力防災の観点からも、現在既に設置済みの近隣市町村に倣いながら土のうステーションを町内に設置してはいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 議員ご質問の土のうステーションの件でございますが、台風や集中豪雨が発生した際は河川の増水や低い土地への浸水が起りやすく、その浸水被害を簡易的に軽減するために土のうは大変効果的な役割を果たしております。このため、毎年出水期前に必要な方に配付する意味も含め、土のう1,000袋ほどを作成し

役場にストックをさせていただいております。

今回の台風19号の際は、今までにないくらいの大雨が予想されておりましたことから、事前に追加で1,000袋を作成し、合計2,000袋の土のうをストックし、土のうをとり役場に来られた方々に配付をさせていただきました。

近隣市町のような土のうステーションの設置でございますが、土のうは管理を怠りますと袋が破損しやすくなることや、これは経年劣化によって1年ももたないような状況でございます。ステーションに設置しておりますかごには土のうを100袋程度しか収納できず、数人の方が持ちだすとすぐなくなってしまうことが懸念されておりますので、従来どおり役場で一括管理し、必要な方々に車への積み込み作業を手伝いながら配付したいと考えております。

なお、今後は土のうの配付場所や使用方法等について住民の皆様に対しまして十分な周知を図りながら進めてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） 実はこの先般の台風の際に、実際に役場に連絡をして土のうをいただきましたというお話をいただいて、実は平屋にはいただけたということだったんです。2階の方は待ってくださいということだったということで、実は2階は垂直避難ができるのでまず上に上がってくださいということで、多分役場の受けた方にもよるのかもしれないんですが、平屋のお家はいただけただけけれども2階の方はいただけなかったというお声がありまして、どこまでいただけることなんだろうかというお声があつて、あえて今回質問をさせていただきました。現実には何年か前に質問された方がいることも伺っておりました。

その上で、やはりいざ雨が降ったときに、さあすぐにとりに来れるかということが土のうの怖さかなというふうにも感じておまして、昨日お話がありましたように、やはり私も下茨田に住んでいるものですから、実際に雨が降るとまず車を動かさなくてはいけない。その後はまず家の前に水が入ってこないようにしなくてはいけない。もう既に雨は降り始めてしまった。先々に警報を準備してということもありますが、皆様お仕事をされている都合上、そこはなかなか時間との格闘になる場合がある。そういったときに、やはりすぐ近くにそういったものがあればもっと違うんではなからうかという、そういったご提案がございました。

現実には確かに土のうというものは置いておけば悪くなることも承知しております。

ただ、柴田町の例を話させていただきますと、最初はビニールシートで覆っただけの土のうステーションだった。そこをかごをつけて、上にきちんとカバーをかけて、そういった形の土のうステーションにつくり変えられております。

そういうことで、いざいざ、昨日からのお話で本当に大きな大きな改善点は長く時間がかかるかと思いますが、今今、あしたあさって大雨が降ったときに何ができるか、そしてまた、町民の方が「ああ、町が動いてくれたな」という、そういう実感があるのはそういったことも必要なのではないかということで、あえてまた質問をさせていただきました。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ただいまの議員の土のうステーションに関するお話でございますが、まず、土のうステーションのほうは先ほどもお話ししたように、約かごの中で100袋ぐらいしか置けないということを調べさせていただきました。

それで、亘理町の今回の10月11日から12日に配付した土のうなんでございますが、大体持っていかれる方は1軒で30から50袋ぐらい持っていかれる。そうすると、その土のうステーションに置いていても2軒、3軒の方は大丈夫ですが、それ以上の方はなかなか次は持っていけないという状況になりますので、それよりも今後簡易水のうですね。水での40リットル分ぐらいの家庭用のごみ袋に2つ重ねていただきまして、そこに水をためていただいて、それを土のうがわりに使っていただくと、そういうやり方もございますので、そういうものも含めまして今後町民の皆様に周知徹底を図っていきたいと思います。

なお、先ほどご質問ありました1階の人はもらえたけれども2階建ての人はもらえなかった、ちょっとその辺は私もわからないんで、今総務課長のほうにお答えをさせていただきますと思います。

議 長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 小野議員の質問の中で今一番最初に平屋の人はもらえたが2階の人はもらえなかったという、ちょっと職員の中でそういった認識があったというのがちょっと初めて今お聞きしたところなんです。もしその事実があるのであれば大変申しわけなかったなと思っております。

ただ、やはり土のうが必要な方については、先ほど町長の回答にありましたとおり、30袋から50袋ずつ持っていくということもあるものですから、お一人で来られ

た場合にでも町職員が全てお手伝いをして積み込みを行ったというのは事実でございます。

それから、町長の回答にありましたとおり簡易水のうと申しますか、その活用方法等についてももう少し啓発をしていきたいなと思っております。最初のその2階の方に配ることができないということについては、確認をしまして、そういったことのない認識は全ての職員に植え付けていきたいと思っております。大変失礼いたしました。

議長（佐藤 實君） 小野明子議員。

8 番（小野明子君） 実は確かにたくさん持っていかれる方もいると思うんですけども、住宅密集地の中ではそんなにたくさんの土のうではなくてもいいんだと思うんですね。確かに土のうステーションが1つに100袋しか入らないということは私も確認をさせていただいて、存じ上げておりました。

ただ、柴田町では現在20カ所に設置されて、今回の台風被害に関して使われたのが1,700個だったということで、十分間に合うと申しますか、事前の準備であれば十分間に合うという、そういうお話もありましたので、あえてお話しさせていただきました。

そして、この柴田町が全然最初から皆さんが受け入れられたわけではなく、その模範のモデルが大阪の高槻市を参考にされたということで、ここのホームページの部分をちょっとだけ読ませていただきます。

災害時に行政ができることには限界があります。そのため、被害をできるだけ少なくするには地域の皆さんに行動していただくことが重要です。早目に対策を行うことで被害を少なくすることができます。大雨のとき、浸水被害の防止など必要なとき自分で土のうを運んで設置していただきます。土のうステーション1基に土のう100袋入っています。あらかじめ設置することで初期対応に活用していただくものです。山道にもスリップ防止用としてご使用くださいという、こういったホームページにきちんと周知徹底をして皆さんに了解をいただいているというお話を伺っておりました。

そしてまた、現実としてそういったことが起きて、考え方はさまざまあるかとは思いますが、皆様が即できる、そういったところをまた、先ほど積むのにも役場の方が応援をいただいたという話もいただきました。皆さん手を尽くしていただいて

いるんですが、現実雨が降ると誰も来なかった、区長も来なかった、そういったことを言う方も町民の中にはいらっしゃいます。全部行き届くということはありませんが、できましたらぎりぎりのところまでの努力をお願いできればと思っております。

何としても皆様の安心・安全のための努力を私たちもしっかり勉強を、私自身もしっかり勉強をしながら頑張りたいと思っております。

前後いたしますが水のうもしっかりその先の大きな安全になる努力をしてまいりたいと思いますので、皆さんのほうから周知徹底をよろしく願いをいたします。

大変申しわけありません、勉強不足がたくさんございまして、これからしっかり勉強をしてまた伺わせていただきます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） これをもって小野明子議員の質問を終結いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時22分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 鈴木 秀一

署名議員 小野 明子